

令和元年度
学校いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止のための基本的な考え方

(いじめの定義)

この基本方針において、「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人的関係にある生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、「いじめゼロ」を目指すとともに、すべての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止及び解決のための対策を行う。

(いじめの禁止)

どんな理由があろうとも、いじめは絶対に許されない行為であり、生徒はいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

すべての生徒が安心して、学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体で日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する指導にあたる。

第2 いじめの防止等に関する取り組み

(具体的な取り組み)

いじめの防止等を組織的・効果的にするための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会では、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「継続指導」及び「重大事態への対処」の5つの段階に応じて、効果的な指導と対策を講じる。

〈構成員〉

校長及び副校長、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任（生徒指導担当）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーから構成する。

〈開催〉

原則として、月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

(1) 未然防止に関して

- ア 「いじめは絶対に許されない」という基本的な考え方を学校全体に醸成する。
- イ 「いじめに関する授業」を道徳教育や人権教育等の中で年3回以上実施し、いじめに向かない態度・能力を育成する。
- ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴える

取り組み姿勢をもち、閉鎖的、排他的にならず、「対等な人間関係を構築」することを目指す。

- エ いじめ問題の理解と対応や生徒理解に関する校内研修等を年3回程度実施し、教職員の研修の充実を図る。
- オ 積極的な情報発信等による家庭との緊密な連携や情報を共有する体制を構築する。
- カ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、これに効果的に対処できるように生徒に対する情報モラル教育や保護者への啓発活動を推進する。
- キ 特に配慮を要する生徒（特別な支援を要する生徒、LGBT、外国につながるいじめ、あるいはその兆候を発見した教員は、必ず上司及び学校いじめ対策委員会に報告し、それらの情報を教職員全体が共有する。

(2) 早期発見に関して

- ア 各学期1回の定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの早期発見やいじめの実態把握をする。
- イ スクールカウンセラーによる第1学年全員を対象とした個別面談を行い、小学校から中学校への環境の変化や友人関係の悩みなどに対応する。
- ウ いじめに関する相談室等の利用方法や外部の電話相談窓口を周知徹底する。

(3) 早期対応に関して

- ア いじめを発見した場合、速やかに組織的・効果的に対応する。
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度で生徒を指導する。
- オ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取り組みをする。
- カ いじめられた生徒の保護者との面談や実態に応じた支援や助言を行う。
- キ 情報発信等により保護者との情報の共有化を図る。
- ク 関係機関や専門家（SC・SSWなど）との相談・連携する。
- ケ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と相談するなど連携を図る。
- コ いじめの状況に応じて、関係生徒の保護者による協議の場を設定する。

(4) 継続指導に関して

- ア 「いじめの指導状況管理一覧」シートを活用し、記録等に基づくきめ細かな指導と継続的に対応しいじめの再発を防止する。
- イ 「いじめの指導状況管理一覧」シートで、重大事態か否かの判断を行うとともに、いじめに関連した調査を実施し、指導や再発防止に活用する。
- ウ 被害生徒に対する心理的または物理的影響を与える行為が病んでいる状態が3ヶ月以上継続し、生徒自身並びに保護者が心身の苦痛を感じていないと確認できるまで指導を継続すること。
- エ 指導継続期間は、いじめの加害生徒並びに被害生徒・生徒双方の保護者と定期的に面談等を行い、改善状況を把握する。

(5) 重大事態への対処に関して

- ア いじめられた生徒の安全を確保する。
- イ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ウ 関係機関や専門家（SC・SSWなど）との相談・連携する。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、速やかに警察と連携する。
- オ いじめた生徒の指導、人権上の配慮や保護を行う。
- カ 全ての生徒に対する指導や心理的援助を行う。

- キ 重大事態発生時について教育委員会へ報告する。
- ク 重大事態に係る事実関係を明確にするための教育委員会の調査に協力する。

第3 いじめ防止等に関する学校評価の実施 (いじめ防止等に関する取り組みの評価と改善)

- ア いじめの未然防止、実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、自己評価を実施する。また、学校評価では、いじめ防止に関する学校関係者評価を受け、常に課題の改善に努め、「いじめゼロ」を目指す。
- イ 民生・児童委員、子ども家庭センター、警察、児童相談所、児童館、福祉機関や医療機関、その他の関係機関と情報の共有の機会を設け、日常的な情報共有をすすめる。

第4 保護者との連携

保護者には、いじめの定義を学校と共有し、その保護する生徒の健全な育成に向けて、必要な対応を期待するため、次の内容について、教育委員会と学校が協働して保護者に周知して、協力を求める。

- ア 保護者がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導を行うよう求める。
- イ 生徒がいじめを行った疑いがある場合は、学校と協力しながら、事態の解明に努めるように依頼する。
- ウ 保護する生徒がいじめを受けた場合は、適切に生徒をいじめから保護するよう求める。
- エ 学校が講ずるいじめの防止のための措置への協力をお願いする。